

2026年2月18日

各位

京都信用金庫

京都信用金庫アプリ利用規約等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では京都信用金庫アプリ「てのひら京信」の機能追加に伴い、「京都信用金庫アプリ利用規約」および「アプリによる口座開設に関する特約事項」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2026年3月18日（水）

2. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧ください。）

- ・ [京都信用金庫アプリ利用規約](#)
- ・ [アプリによる口座開設に関する特約事項](#)

3. 主な改定内容（改定部分を下線表示）

①京都信用金庫アプリ利用規約

改定前	改定後
第7条 本サービスの内容 4. 普通預金口座開設 (1)～(3) (略) (新設) (4) (略) 7. 登録情報の変更 (1)～(2) (略) (新設) (3)	第7条 本サービスの内容 4. 普通預金口座開設 (1)～(3) (略) <u>(4)利用者は、自らの責任の基で、本サービスにおける本人確認の手続きにおいて、本人であることを証明するための情報に、個人番号カードに格納される電子証明書を用いた電子署名を行うことに同意するものとします。電子署名の確認の際には、サイバートラスト株式会社が提供する iTrust 本人確認サービスを利用します。</u> (5) (略) 7. 登録情報の変更 (1)～(2) (略) <u>(3)利用者は、自らの責任の基で、本サービスにおける本人確認の手続きにおいて、本人であることを証明するための情報に、個人番号カードに格納される電子証明書を用いた電子署名を行うことに同意するものとします。電子署名の確認の際には、サイバートラスト株式会社が提供する iTrust 本人確認サービスを利用します。</u> (4) (略)

②アプリによる口座開設に関する特約事項

改定前	改定後
(新設)	<p><u>第5条 本人認証</u> 利用者は、自らの責任の基で、本サービスにおける本人確認の手續きにおいて、本人であることを証明するための情報に、個人番号カードに格納される電子証明書を用いた電子署名を行うことに同意するものとします。電子署名の確認の際には、<u>サイバートラスト株式会社が提供する iTrust 本人確認サービス</u>を利用します。</p>
第5～7条	第6～8条

以 上